

松江市立地適正化計画の改定（防災指針の策定）について（令和3年12月10日付送付分以降の変更・修正概要）

朱書き：変更箇所

区分	ページ	変更内容		変更理由																																																														
		変更前	変更後																																																															
パブリックコメント (意見募集)			変更なし	意見の提出なし																																																														
関係各所との調整	22	家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（ 河岸浸食 ）に修正 3か所	第48回都市計画審議会での指摘事項（修正漏れ）																																																														
	24	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>防災まちづくりの対策</th> <th>主体</th> <th>短期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">回避</td> <td>1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導（方針ア①2、ア①3、イ①1）</td> <td>市/事</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制（方針ア②3、イ②1）</td> <td>市/民/事</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>3) ハザードエリアからの移住等（方針ア①2、ア①3、イ①1）</td> <td>市/民/事</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">低減</td> <td>4) 大橋川等の河川整備（方針ア②1）</td> <td>国/県/市</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>5) 下水道の整備（方針ア②1）</td> <td>市</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備（方針ア②1）</td> <td>市</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> </tbody> </table>	区分	防災まちづくりの対策	主体	短期	長期	回避	1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/事	⇒	⇒	2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制（方針ア②3、イ②1）	市/民/事	⇒	⇒	3) ハザードエリアからの移住等（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/民/事	⇒	⇒	低減	4) 大橋川等の河川整備（方針ア②1）	国/県/市	⇒	⇒	5) 下水道の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒	6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>防災まちづくりの対策</th> <th>主体</th> <th>短期</th> <th>長期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">回避</td> <td>1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導（方針ア①2、ア①3、イ①1）</td> <td>市/事</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制（方針ア②3、イ②1）</td> <td>市/民/事</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>3) ハザードエリアからの移住等（方針ア①2、ア①3、イ①1）</td> <td>市/民/事</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">低減</td> <td>4) 大橋川等の河川整備（方針ア②1）</td> <td>国/県/市</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>5) 下水道の整備（方針ア②1）</td> <td>市</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> <tr> <td>6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備（方針ア②1）</td> <td>市</td> <td>⇒</td> <td>⇒</td> </tr> </tbody> </table> <p>防災まちづくりの対策 5) 下水道の整備のスケジュール「短期・長期」を「短期」に変更</p>	区分	防災まちづくりの対策	主体	短期	長期	回避	1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/事	⇒	⇒	2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制（方針ア②3、イ②1）	市/民/事	⇒	⇒	3) ハザードエリアからの移住等（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/民/事	⇒	⇒	低減	4) 大橋川等の河川整備（方針ア②1）	国/県/市	⇒	⇒	5) 下水道の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒	6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒	地域防災計画の変更に伴うもの
	区分	防災まちづくりの対策	主体	短期	長期																																																													
	回避	1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/事	⇒	⇒																																																													
2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制（方針ア②3、イ②1）		市/民/事	⇒	⇒																																																														
3) ハザードエリアからの移住等（方針ア①2、ア①3、イ①1）		市/民/事	⇒	⇒																																																														
低減	4) 大橋川等の河川整備（方針ア②1）	国/県/市	⇒	⇒																																																														
	5) 下水道の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒																																																														
	6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒																																																														
区分	防災まちづくりの対策	主体	短期	長期																																																														
回避	1) 立地適正化計画による居住誘導区域への立地誘導（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/事	⇒	⇒																																																														
	2) ハザードエリアにおける新たな開発の抑制（方針ア②3、イ②1）	市/民/事	⇒	⇒																																																														
	3) ハザードエリアからの移住等（方針ア①2、ア①3、イ①1）	市/民/事	⇒	⇒																																																														
低減	4) 大橋川等の河川整備（方針ア②1）	国/県/市	⇒	⇒																																																														
	5) 下水道の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒																																																														
	6) ポンプ場の新設、能力増強等の整備（方針ア②1）	市	⇒	⇒																																																														
25	<p>3)ハザードエリアからの移住等</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。 土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例（崖条例）に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（崖地近接等危険住宅移転事業：国土交通省住宅局の事業）、防災のための集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）の促進を図る。 	<p>3)ハザードエリアからの移住等</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。 土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例（がけ条例）に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業：国土交通省住宅局の事業）、防災のための集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）の促進を図る。 	地域防災計画の変更に伴うもの																																																															
26	<p>10)防災基幹施設の計画的な管理と安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。 本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 	<p>10)防災基幹施設の計画的な管理と安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能を確保する。 本庁、支所及び医療機関等の施設については、災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び自家発電設備等の整備を図る。 浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 	地域防災計画の変更に伴うもの																																																															

区分	ページ	変更内容		変更理由																							
		変更前	変更後																								
関係各所との調整	29	<p>19)要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 	<p>19)要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿を活用し、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。 	<p>福祉総務課との調整によるもの（地域防災計画についても変更する予定）</p>																							
	30	<p>(3) 防災まちづくりの目標 防災まちづくりの目標を以下の通り設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の安心感</td> <td>41.4% (2019年)</td> <td>68.3% (2027年)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援組織世帯カバー率</td> <td>36.7% (2018年)</td> <td>64.0% (2027年)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の結成率</td> <td>71.5% (2018年)</td> <td>94.8% (2027年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害時の安心感：市民アンケート調査において『居住地域の防災環境を安心だと思うか』との問いに『そう思う』、『どちらかと言えばそう思う』と回答した割合</p> <p>※要配慮者支援組織世帯カバー率：自治会単位又は公民館単位で地域の要配慮者を支援する組織を結成し、その組織でカバーできる世帯数の住民基本台帳に登録されている総世帯数に対する割合（要配慮者を支援する組織を結成した自治会の世帯数及び公民館区世帯数の合計／全世帯数）</p> <p>※自主防災組織の結成率：自治会単位又は地区単位（複数自治会）で結成した自主防災組織数の自治会総数に対する割合（自主防災組織結成数／自治会総数）</p>	目標項目		基準値	目標値	災害時の安心感	41.4% (2019年)	68.3% (2027年)	要配慮者支援組織世帯カバー率	36.7% (2018年)	64.0% (2027年)	自主防災組織の結成率	71.5% (2018年)	94.8% (2027年)	<p>(3) 防災まちづくりの目標 防災まちづくりの目標を以下の通り設定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時の安心感</td> <td>41.4% (2019年)</td> <td>68.0% (2027年)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援組織世帯カバー率</td> <td>36.7% (2018年)</td> <td>70.0% (2027年)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の結成率</td> <td>71.5% (2018年)</td> <td>95.0% (2027年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※災害時の安心感：市民アンケート調査において『松江市の防災環境（災害時の安全性）について満足していますか』との問いに『満足している』、『概ね満足している』と回答した割合</p> <p>※要配慮者支援組織：町内会自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した平常時から災害時までの地域の要配慮者の支援を行う組織</p> <p>※要配慮者支援組織世帯カバー率：要配慮者支援組織の活動範囲に含まれる世帯数／住基世帯数</p> <p>※自主防災組織の結成率：自治会単位又は地区単位（複数自治会）で結成した自主防災組織数の自治会総数に対する割合（自主防災組織結成数／自治会総数）</p>	目標項目	基準値	目標値	災害時の安心感	41.4% (2019年)	68.0% (2027年)	要配慮者支援組織世帯カバー率	36.7% (2018年)	70.0% (2027年)	自主防災組織の結成率	71.5% (2018年)
目標項目	基準値	目標値																									
災害時の安心感	41.4% (2019年)	68.3% (2027年)																									
要配慮者支援組織世帯カバー率	36.7% (2018年)	64.0% (2027年)																									
自主防災組織の結成率	71.5% (2018年)	94.8% (2027年)																									
目標項目	基準値	目標値																									
災害時の安心感	41.4% (2019年)	68.0% (2027年)																									
要配慮者支援組織世帯カバー率	36.7% (2018年)	70.0% (2027年)																									
自主防災組織の結成率	71.5% (2018年)	95.0% (2027年)																									